ハ	電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者			６年以上		
ニ	電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者			実務経験年数は問いません		
ホ	１年以上の専任の主任技術者の実務経験がある者	２級合格者	合格後３年以上の者	合格後１年以上の専任の主任技術者実務経験を含む３年以上		
			合格後３年未満の者	短期大学・５年制高等専門学校卒業者	イの区分	卒業後７年以上
				高等学校・中等教育学校卒業者	卒業後７年以上	卒業後８年６月以上
				その他の者	12年以上	
		高等学校・中等教育学校卒業者			卒業後８年以上	卒業後９年６月以上
		その他の者			13年以上	

注１）指定学科　施工技術検定規則第２条に定める学科をいう。(以下同じ。)

注２）旧学校令　大学は、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学、短期大学又は５年制高等専門学校は、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。(以下同じ。)

注３）大臣認定者　大学若しくは短期大学と同等以上の学歴又は資格を有すると認定された者は、指定試験機関が作成する「受験の手引き」を参照のこと。(以下同じ。)

注４）指導監督的実務経験　上記区分イ、ロ、ハの実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。

注５）専任の主任技術者の実務経験　上記区分ホで２級合格後３年以上の者は、合格後１年以上の専任の主任技術者の実務経験が含まれていること。

注６）高等学校の指定学科以外卒業者　高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者を含む。(以下同じ。)

⑵　２級電気工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　学科・実地試験

学歴又は資格	電気工事施工に関する実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業者	卒業後１年以上	卒業後１年６月以上
短期大学・５年制高等専門学校卒業者	卒業後２年以上	卒業後３年以上
高等学校・中等教育学校卒業者	卒業後３年以上	卒業後４年６月以上
その他の者	８年以上	
電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験年数は問いません	
電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた者	１年以上	
電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者	１年以上	

ロ　学科試験のみ　下記のいずれかに該当する者

大学卒業者	大学の指定学科を卒業後１年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒業見込みの者
短期大学・５年制高等専門学校卒業者	短期大学・５年制高等専門学校の指定学科を卒業後２年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒業見込みの者
高等学校・中等教育学校卒業者	高等学校・中等教育学校の指定学科を卒業後３年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒業見込みの者

⑶　１級電気工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロいずれかに該当する者

イ　当年度の１級電気工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ　学科試験免除者

１）平成24年度１級電気工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験の技術部門のうち電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)に合格した者で、１級電気工事施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者

⑷　２級電気工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロいずれかに該当する者

イ　当年度の２級電気工事施工管理技術検定・学科試験の受験者（ただし、⑵のロによる学科試験のみ受験者を除く。)

ロ　学科試験免除者

１）平成24年度２級電気工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験の技術部門のうち電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)に合格した者で前記⑵のイによる２級電気工事施工管理技術検定学科・実地試験の受験資格を有する者

３）学校教育法による大学を卒業した者で在学中に施工技術検定規則（以下「規則」という）第２条に定める学科を修め、かつ、卒業後１年以内に２級の技術検定の学科試験に合格（在学中の合格も含む。以下同じ。)し、卒業した後４年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受験しようとするもので、電気工事施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者

４）学校教育法における短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した者で在学中に規則第２条に定める学科を修め、かつ、卒業後２年以内に２級の技術検定の学科試験に合格し、卒業した後５年以内に行われる連続する２回の技術検定・実施試験を受験しようとするもので、電気工事施工管理に関し２年以上の実務経験を有する者

５）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に規則第２条に定める学科を修め、卒業後３年以内に２級の技術検定の学科試験に合格し、卒業した後６年以内に行われる連続する２回の技術検定・実施試験を受験しようとするもので、電気工事施工管理に関し３年以上の実務経験を有する者